

## 株式等の決済期間の短縮化に伴う売買制度等の見直しについて

2017年9月27日

株式会社東京証券取引所

### I. 趣旨

当取引所、日本証券業協会及び株式会社日本証券クリアリング機構を事務局として、我が国市場における株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実現に向けた検討を行っている「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」が2016年6月に取りまとめた、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」に基づき、当取引所の売買制度等について、以下のとおり所要の改正を行うこととします。

### II. 概要

項目	概要	備考
1. 決済日	・普通取引（国債証券に係るものを除く。）は、売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。	・T o S T N e T取引及び立会外分売においても同様の取扱いとする。 ・左記に伴い、顧客から取引参加者への売付有価証券又は買付代金の交付期限を1日前倒しするとともに、以下の場合の決済期間を1日短縮する。 ➤ 出資証券に係る配当落等として定める期日に売買を行う場合 ➤ 利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買において、旧条件最終適用日、期中償還請求期間満了日又は利払日前日が、売買契約締結の日から起算して4日目の日となる場合

		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買において、利払日前日が売買契約締結の日から起算して4日目の日となり、かつ、その翌日が旧条件最終適用日若しくは期中償還請求期間満了日となる場合又は、旧条件最終適用日若しくは期中償還請求期間満了日が売買契約締結の日から起算して4日目の日となり、かつ、その翌日が利払日前日となる場合</li> <li>・ 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券の決済期間の詳細は別紙参照。</li> </ul>
2. 信用取引の委託保証金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. の決済日の変更に伴い、顧客は、信用取引に係る委託保証金について、売買成立の日から起算して3日目の日の正午までの取引参加者が指定する日時までに差し入れるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託保証金の追加差入れも同様に、取引参加者は、顧客に損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに差入れさせなければならないものとする。</li> </ul>
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. の決済日の変更に伴い、以下の期間又は期日等の定めについても併せて変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自己の信用売り又は信用買いの決済期限及び信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限</li> <li>➤ 発行日決済取引の期間及び決済日並びに委託保証金及び売買証拠金の差入れ期限若しくは預託期限</li> <li>➤ 普通取引に係る配当落等の期日、株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日、取得対価等の変更等の期日、転換社債型新株予約権付社債券等の期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日及び転換社債型新株予約</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過誤訂正の申請時限は、決済日の前日の午後2時までとする。</li> </ul>

	<p>権付社債券等に係る売買の停止期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 株式分割又は株式無償割当て等を行う場合の権利を受ける者を確定するための基準日等</li> <li>➤ 上場廃止基準に該当する日及び上場廃止日等</li> <li>➤ 非清算参加者が有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡し期日</li> </ul> <p>・その他、所要の改正を行う。</p>	
--	--	--

### Ⅲ. 施行日（予定）

・実施時期は、2019年4月又は5月の連休明けを目途とし、当取引所、取引参加者及び関係機関における決済期間の短縮化に向けたシステム対応及びテストのスケジュール等を踏まえて決定する。

以 上

## 現在

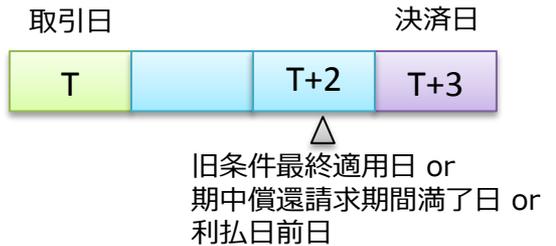
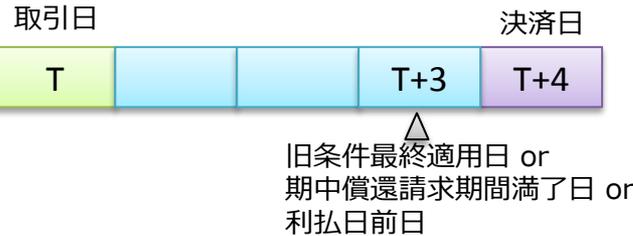
## 株式等のT+2化実現後

**T+3⇒T+2  
となるケース  
(通常)**



**T+4⇒T+3  
となるケース**

(①旧条件最終適用日・期中償還請求期間満了日及び利払日前日が通常の決済サイクルでカウントした場合の決済予定日に当たるケース)



**T+5⇒T+4  
となるケース**

(②通常の決済サイクルでカウントした場合の決済予定日が利払日前日に当たり、かつ、その翌日が旧条件最終適用日・期中償還請求期間満了日となるケース

及び

③通常の決済サイクルでカウントした場合の決済予定日が旧条件最終適用日・期中償還請求期間満了日に当たり、かつ、その翌日が利払日前日となるケース)

